

入札監理小委員会における審議の結果報告 矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務

法務省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年4月から平成26年3月までの2年間の契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 一者応札への対応について

【論点①】

○本件は、一者応札が続く中で従来の実施経費が逡増している状況であることから、法務省としては、より積極的に応札可能事業者への入札公告などの周知を実施し一者応札解消に努力すべきではないか。

【対応】

○法務省として、入札公告時に応札可能事業者への周知を実施することとした。（なお、事務局としてもパブコメ実施時及び入札公告時に主要な関連業界団体を通じて事業者への周知を依頼することとしている（今後の同種事業についても同様に実施））。

【論点②】

○対象システム名が「矯正情報ネットワークシステム」となっており、事業者には過度なセキュリティ対策の必要性などを想起させ応札意欲を削いでいることも考えられるので、入札公告時の調達案件名としては、「矯正施設等における情報ネットワークシステムの運用管理業」など、実態に合ったものとすべきではないか。

【対応】

○入札公告時の調達案件名を「矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務」に変更することとした。

【論点③】

○特殊なシステムではないかとの懸念を払拭し事業者の応札意欲を高めるため、対象となるシステム及びその運用管理業務が、標準的な構成のいわゆるOA用のネットワークシステムに加えてどのような特徴を持っているのか、法務省としてどのような点を重視して応札して欲しいと考えているのかが分かるような資料を作成し、入札説明会等にて説明してはどうか。

【対応】

○法務省として、入札説明会において、今回の調達の特徴や重点などをまとめた資料を配布し、参加者に説明を行うこととした。

2. 実施要項について（実施要項 5、15 ページ、仕様書 15 ページ）

【論点④】

- 本件は総合評価落札方式によらない落札者決定方式をとることとなるが、委託業務の中に含まれる改善提案の検討については、事業者に提出させる履行証明書（提案書に相当）に基づき評価することとなり試験的な取り組みでもあることから、事業評価の段階で改善提案の状況についても評価することとしてはどうか。

【対応】

- 事業評価時の調査項目として「(改善提案の状況等を含む)」を追記して事業評価時に評価することとした。

【論点⑤】

- 確保すべきサービスの質として「情報漏えいの件数」を設定していることは適切か。情報漏えいを含む広い概念として「本システムの重大障害の件数」として設定することを検討してはどうか。

【対応】

- 「情報システムに係る政府調達へのSLA（サービスレベルアグリーメント）導入ガイドライン」（平成16年3月情報処理推進機構）を参考に、「本システムの重大障害」の件数として、システム上及びセキュリティ上の障害の件数がないこととする旨の修正をおこなった。

【論点⑥】

- 仕様書において、「ユーザーの管理業務」を記述しているが、実態としては「ユーザー情報の管理業務」であることから業務内容の記述も含めて実態に合うよう修正してはどうか。

【対応】

- 「ユーザー情報の管理業務」とするほか業務内容の記述についても実態に合わせて修正をおこなった。

以 上